

## 令和8年度近畿農政局産業廃棄物収集・運搬及び処分委託業務 仕様書

### 1 履行場所（集積場所）

京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 近畿農政局  
具体的な場所については仕様書別紙（集積場所位置図）のとおりとする。

### 2 産業廃棄物の搬出可能日及び期限

搬出作業は、平日のみならず土日も含むとする。  
搬出期限は令和8年6月30日（火）とする。

### 3 最終処分に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）提出期限

令和8年9月30日（水）

### 4 廃棄物の処理等

発注者が運搬及び処分を委託する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）は仕様書別紙（不用物品一覧表）のとおりとする。

中間処理の方法、最終処分等に関する事項、及び運搬業務に関する事項については、落札決定後、発注者と協議により定めるものとする。

これらの事項について、やむを得ない事由により変更する必要がある場合は、事前に書面により相手方に通知し、発注者と協議により変更するものとする。

なお、適正処理に必要な情報に変更が生じた場合は、発注者は、受注者に書面により通知するものとする。

### 5 廃棄物の処分料等

廃棄物の処分にあたっての制限法令を遵守することとし、家電リサイクル料ほか必要な処分料・運搬料その他業務実施に要する費用はすべて受注者が負担するものとする。

### 6 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成し、廃棄物の運搬が完了したとき、中間処理が完了したとき、及び最終処理が完了したときは、それぞれに係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発注者に提出しなければならない。

### 7 作業に当たっては、労働安全衛生法に基づく所定の措置を講じるとともに、必要であれば養生等により、建物・器物等に損傷を与えないように実施するものとする。

作業上の事故（建物の損傷等を含む。）については、受注者の責任において措置するとともに速やかに発注者に報告し指示に従うものとする。

### 8 その他

(1) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当職員と打ち合わせを行うものとする。

(2) 受注者は収集運搬と処分を別契約とすることができるが、請求は収集運搬事業者が一括して行う。

(3) この業務の実施中及び業務完了後においても、知り得た事実については、一切他に漏らしてはならない。

(4) 作業時間の延長が必要な場合は、発注担当者へ申し出のうえ了承を得るものとする。

## 9. 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、役務の提供に当たり、次に示す環境関係法令を遵守し、新たな環境負荷を与えることにならないよう努め、また環境関係法令の遵守以外の取組にも努めるものとする。

### (1) 環境関係法令の遵守

#### ア エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

#### イ 悪臭の発生防止

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

#### ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

#### エ 生物多様性への悪影響の防止

- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

#### オ 環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

### (2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境配慮のチェック・要件化実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。